

大町市地域クラブに関する認定要項

1 目的

学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、部活動に代わって、将来にわたり大町市の中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しみ、楽しむことができる機会を確保し、郷土や文化に誇りを持ち、心から地域を愛する人に育てようという趣旨を理解し、活動しようとする団体を大町市地域クラブとして認定し、その実現を図ることを目的とする。

2 認定の要件

地域クラブの認定要件（条件）は、次のとおりとする。

- （１）市内に所在する学校教育法第１条に規定する中学校の生徒、義務教育学校の後期課程生徒であって、市内に居住している生徒（以下「市内中学生」という。）を５人以上（最低５人程度）受け入れていること。
- （２）市内に主な活動場所があること。
- （３）参加を希望する市内中学生の全てを受け入れること。
- （４）「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」、「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」、「大町市中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」に準拠して活動していること。
- （５）週１回以上活動していること。
- （６）指導者、参加者等が、活動中の負傷、事故等を補償する保険に加入していること。
- （７）大会、コンクール等への参加、その他活動の成果を発表する機会を設けていること。
- （８）代表者及び指導者が、市が主催又は認める指導者研修会を年１回以上受講すること。
- （９）市が実施する部活動地域展開に関する取組みに積極的に協力すること。
- （１０）クラブの規約、活動計画がつくられ、適正な会計処理が行われていること。
- （１１）今後、継続して地域クラブ活動を続けていく可能性が高いこと。

3 認定について

大町市学校部活動地域展開推進協議会（以下、「協議会」という。）は、認定申請を受けた時は、認定の要件に適合するか書類審査（書類審査、ヒアリング）を実施し、認定の可否を決定するものとする。協議会が地域クラブとして認定した場合は、地域クラブ認定通知書により当該認定団体に通知するものとする。

なお、認定有効期限は３年間とする。

4 認定の取り消し

協議会は、認定を受けた地域クラブが認定の要件のいずれかに違反したり、本来の目的から逸脱したりし、改善の見込みがないときは、取消通知書により当該認定を取り消すことができる。

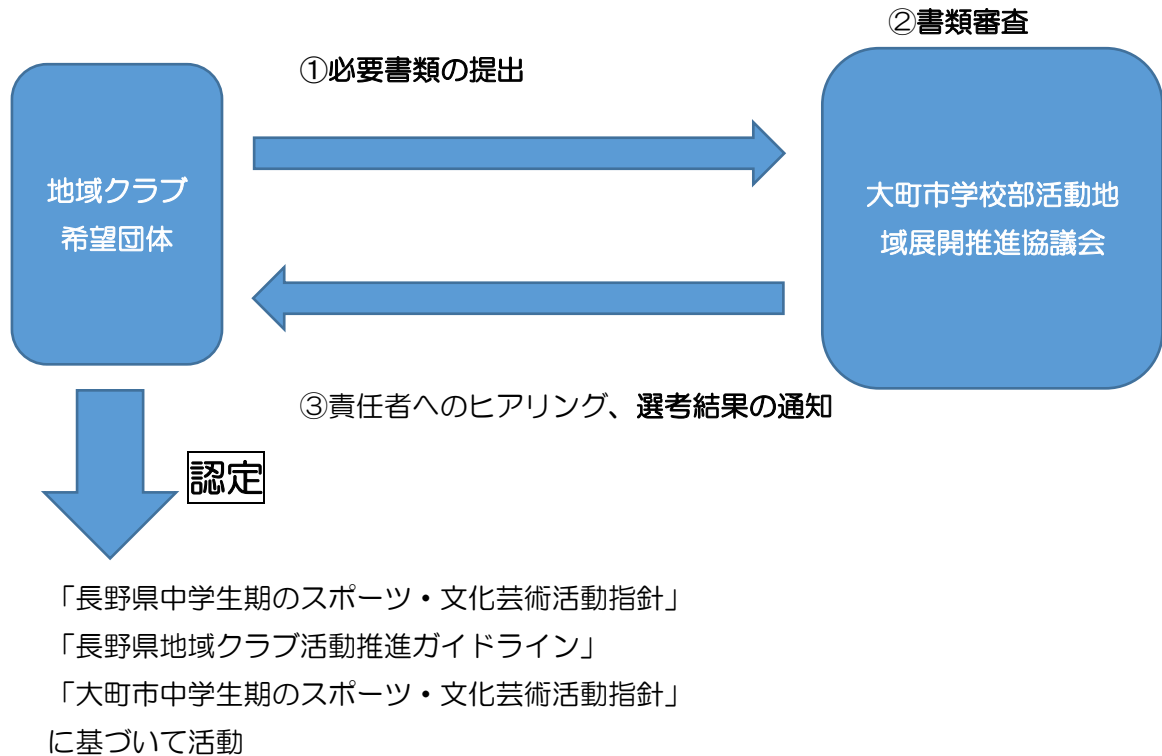
5 地域クラブ設立の流れ

- （１）選考について

- ① 地域クラブ認定申請書等必要書類を提出→認定要件に適合しているか確認
- ② ヒアリングを実施
- ③ 申請書類等について不備な点は修正、再提出

(2) 選考結果の通知

- ① 選考結果は文書で通知する。
- ② 選考結果について異議申し立ては受けない。



6 申請書類について

地域クラブの認定に関する必要書類は次のとおりとする。

- (1) 大田市地域クラブ認定申請書
- (2) 大田市地域クラブ認定要件確認書
- (3) 地域クラブ規約（規則または会則）、活動計画
- (4) 保険加入証明書（写し）
- (5) クラブ員名簿、指導者名簿

附則

この要項は、令和7年10月23日から施行する。

ただし、国や県が新たな方針を策定した場合は、それに準拠し、本要項を改定する。